

# 児童手当 認定請求書

(宛先) 姫路市長

下記の事項に同意の上、児童手当を請求します。

- ・児童手当の受給等に関して、個人番号を含め 必要事項を公簿等で確認すること。
- ・公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うこと。

①提出日 年 月 日

②電話 自宅 携帯

請求者 (生計中心の保護者)	③氏名 フリガナ		④性別 男・女	⑤生年月日	⑥住所 姫路市	
	⑧請求者の職業 1 会社員、自営、パート等 2 公務員 3 無職		⑨勤務先名称(自営を含む) 電話 - -		⑦1月1日時点の住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年) <input type="checkbox"/> 姫路市 <input type="checkbox"/> 他市町村(市・町・村) <input type="checkbox"/> 国外	
	⑩年金の種類 ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. 未加入 エ. その他( ) ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ( ) 私立学校教職員共済 ( ) 地方公務員等共済 ( ) 国家公務員共済 3歳未満の児童を養育し、地方公務員等共済又は国家公務員共済に該当する方は裏面に年金加入証明又は健康保険証の写しが必要です。					
	⑫支払口座	金融機関名 銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店名 本店 支店 出張所	種別 普通	口座番号(右づめ)	

配偶者	有・無	⑬氏名 フリガナ	⑭生年月日	⑮別居の場合の住所	
	⑰職業 1 会社員、自営、パート等 2 公務員 3 無職		⑱公務員の場合、その勤務先 電話 - -		⑯1月1日時点の住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年) <input type="checkbox"/> 姫路市 <input type="checkbox"/> 他市町村(市・町・村) <input type="checkbox"/> 国外
					⑲個人番号 ※市外の場合

⑳今年度末時点で18歳以下の児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居	別居の場合の住所	監護	生計
	フリガナ				同居・別居 海外留学(年月~)	<input type="checkbox"/> ⑮配偶者の別居住所と同じ 個人番号(年月~) ※市外の場合	有・無
フリガナ				同居・別居 海外留学(年月~)	<input type="checkbox"/> ⑮配偶者の別居住所と同じ 個人番号(年月~) ※市外の場合	有・無	同一・維持
フリガナ				同居・別居 海外留学(年月~)	<input type="checkbox"/> ⑮配偶者の別居住所と同じ 個人番号(年月~) ※市外の場合	有・無	同一・維持
フリガナ				同居・別居 海外留学(年月~)	<input type="checkbox"/> ⑮配偶者の別居住所と同じ 個人番号(年月~) ※市外の場合	有・無	同一・維持

※18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

㉑児童の兄弟等	氏名	続柄	生年月日	同居・別居	監護相当	生計費負担	【注意】 「監護相当」及び「生計費負担」がいずれも「有」の場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」を併せてご提出ください。 ※㉑今年度末時点で18歳以下の児童と㉑児童の兄弟等の合計人数が3人以上の場合に限る
	フリガナ				同居・別居 海外留学(年月~)	有・無	
フリガナ				同居・別居 海外留学(年月~)	有・無	有・無	

※児童と別居の場合及び養育する児童が実子・養子でない場合には、裏面<備考>欄に養育状況の申立が必要です。

【ここから下は記入しないでください】

住民コード	認定・却下	支給	請求事由	本人確認
所得連携 <input type="checkbox"/> 請求者(要・不要) <input type="checkbox"/> 配偶者(要・不要) 住登外(要・不要)(配偶者・児童) <input type="checkbox"/> CS確認 <input type="checkbox"/> 住登外・MN 市外児童住基連携 <input type="checkbox"/> (要・不要) 消滅確認 <input type="checkbox"/> ( / )・連絡票 ( ) 月分まで 消滅日( . . )	認定番号 年 月 日 手当月額 第1子・第2子 3未 15,000円 人 3~高 10,000円 人 第3子以降 30,000円 人	開始 年 月 8条3項適用 有・無 月額 円	1 出生 2 転入 3 その他( ) 4 請求者変更 前受給者 生年月日	MN・免許証・保険証 その他( ) 代理申請 不備書類(有・無)案内(未・済 / ) <input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> 年証 <input type="checkbox"/> 個人番号(配偶者・児童) <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 消滅届(手渡し・原課)

**【被用者年金加入証明について】**

3歳未満の児童を養育し、かつ、表⑪「年金の種類」が「ア.厚生年金保険」のうち、「地方公務員等共済」又は「国家公務員共済」に該当する方は、年金加入証明か健康保険証の写しが必要です。

(※厚生年金(共済組合員を除く)、私立学校教職員共済、国民年金の加入者又は年金未加入者は必要ありません。)

(※共済組合員であっても、養育する児童が3歳以上のみの場合は必要ありません。)

● 以下の種類の健康保険証等をお持ちの方は、請求者本人の健康保険証等の写しを貼付してください。

- ア 日本郵政共済組合員証                      イ 文部科学省共済組合員証(大学等支部に限る)
- ウ 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの

**健康保険証写し貼付欄**  
(請求者本人のものに限る。児童のものではありません。)

● 上記の健康保険証等に該当しない場合で共済年金等に参加している方は、お勤め先で証明を受けてください。

被用者年金加入証明書		
氏名		左記の者は、左記年金に参加し、当事業所に勤務していることを証明します。 年 月 日
年金の種類	共済	事業所所在地名
当該事業所での年金加入年月日	年 月 日	事業所名
		代表者又は責任者

事業所  
代表者印

—事業者の方へ— 請求者の方から申請がありましたら、証明していただくようお願いいたします。

<注意>

- 1 請求者が法人の未成年後見人である場合、④、⑤、⑧～⑪及び⑬～⑰の欄の記入の必要はありません。
- 2 ⑥「住所」について、請求者が個人である場合は住民票上の住所を記入してください。
- 3 ⑦⑱1月1日の住所(1～5月分は前年、6～12月分は本年)について、該当するものにチェックをしてください。他市町村(特別区を含みます。)の場合は( )内に当該市町村名を記入してください。
- 4 ⑪「年金の種類」について「ア」から「エ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。  
3歳未満の児童を養育し、「地方公務員等共済」又は「国家公務員共済」に該当する方は「被用者年金加入証明書」(健康保険証の写しで代用できる場合があります)が必要です。
- 5 ⑮は配偶者と住民票上の住所が異なる場合は記入してください。
- 6 配偶者が市外に住所を有する場合、⑲個人番号を必ず記入してください。ただし、配偶者と離婚前提等の理由で別居している場合は不要です。
- 7 ⑳「今年度末時点で18歳以下の児童」欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 児童が海外に留学している場合、⑳「海外留学」を○で囲み、いつから留学しているか(出国した年月)を( )内に記入してください。
- 9 児童が市外に住所を有する場合、⑳の個人番号を必ず記入してください。
- 10 ⑳「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護していると社会通念上考えられることを意味します。
- 11 ⑳「生計」の欄は、次によって記入してください。  
・「同一」は、児童が請求者自身の子である場合、請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
・「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 12 ㉑の欄は、⑳の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 13 ㉒「監護相当」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 14 ㉓「生計費負担」の欄は、㉑の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 15 18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合、⑳「海外留学」を○で囲み、いつから留学しているか(出国した年月)を( )内に記入してください。
- 16 ㉔㉕「同居」「別居」は住民票上での同一世帯か否かを意味します。
- 17 この請求書は、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。  
(1) 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの  
(2) 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類  
(3) 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類  
(4) 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類  
(5) 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
(6) 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
(7) 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
(8) 請求者及び生計を同じくする配偶者が本年(1月から5月までの月分の手当については前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年をいいます。)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書  
(9) ㉑の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類  
(10) ㉑の欄「監護相当」及び「生計費負担」の有無がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」  
(11) ㉑の欄「監護相当」及び「生計費負担」の有無がいずれも「有」の場合に、㉑の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

<備考> 一申立— 児童と別居の場合及び養育する児童が実子・養子でない場合等には養育状況を記入してください。